

人権施策推進審議会 関係規則等

■ 滋賀県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）	1 頁
■ 滋賀県人権施策推進審議会規則	2 頁
■ 附属機関等の会議の公開等に関する指針（行政改革推進本部決定）…	3 頁
■ 傍聴要領	5 頁

滋賀県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

（人権施策基本方針）

- 第4条** 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1） 人権が尊重される社会づくりの基本理念
 - （2） 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
 - （3） 相談支援体制の整備に関すること。
 - （4） 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
 - （5） その他人権施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

（滋賀県人権施策推進審議会の設置）

- 第6条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

- 第7条** 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

滋賀県人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成13年滋賀県条例第27号）第7条第6項の規定に基づき、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合企画部人権施策推進課において処理する。

（一部改正[平成15年規則43号・23年規則17号・28年規則67号・31年規則31号]）

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する指針

第1 趣旨

この指針は、附属機関の設置および運営に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6の規定に基づき、県民に対して附属機関における審議の状況を明らかにすることにより、県の政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るため、附属機関の会議の公開等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第2 公開または非公開の決定

- (1) 附属機関の会議は、滋賀県情報公開条例（平成12 年滋賀県条例第113 号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開または非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第3 会議の開催の周知

附属機関は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 附属機関の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴の手続
- キ 議事録等の公表の時期および方法
- ク 問い合わせ先

第4 公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

- (2) 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (3) 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。
- ア 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席および報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選または先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。
- イ 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めること。
- (4) 公開した会議の結果については、議事録または会議概要を作成し、会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するものとする。
- また、インターネット上のホームページへの掲載等により、県民に対して積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 非公開とした会議についても、公開した会議に準じて、会議終了後、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

第5 会議開催状況の取りまとめおよび公表

附属機関は、前年度における会議の開催状況について、毎年4月30日までに取りまとめ、県民情報室において閲覧に供するものとする。

第6 その他

- (1) 地方機関を単位として設置される附属機関については、この指針の定めに準じて、当該地方機関において会議の公開等を行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の公開等について県民から意見の申出があった場合は、当該附属機関の事務局を所管する課等において適切に対応するものとする。
- (3) この指針の運用について必要な事項は、別に定める。

傍 聴 要 領

滋賀県人権施策推進審議会

滋賀県人権施策推進審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県人権施策推進審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所（市町名）および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食（喫煙）等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。